

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	169 一般廃棄物減量等推進事業	会計	01	一般会計
		款	04	衛生費
		項	02	清掃費
基本 施策	24 ごみを減らす生活を送る	目	01	清掃総務費
		細目	260	清掃管理経費
行革大綱の重点事項番号		1	細々目	51 一般廃棄物減量等推進事業
担当部課	コード	100800	担当者 氏名	高見 有紀
	名称	人権生活環境部 清掃事業課		
		連絡先	20 - 1050	(内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	一般家庭から排出される可燃ごみ	※対象件数
成果(どうする)	ごみの排出者の負担の公平を図る。 ごみの減量化を図る。	
根拠法令・要綱等	伊賀市指定ごみ袋取扱い制度実施要綱、一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例、伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H21 事業 内容	指定ごみ袋制度の実施。 資源再利用物の回収奨励金交付事業の実施。(再生利用可能な廃棄物〔古紙・古布類〕の集団回収を実施し、実績をあげた登録団体にに対し奨励金を交付) 生ごみ処理容器購入費補助金交付事業の実施及び啓発。(家庭から出る生ごみの減量化と堆肥としての資源化を推奨し、生ごみ処理容器購入者に補助金を交付)	
社会情勢 の変化等	市指定ごみ袋制度の導入により、資源・ごみの分別に対する市民の意識が定着し、可燃ごみの排出量が減少。そのため再資源利用物回収奨励金事業ではごみの再資源化(再生利用)の件数が増加している。 また、生ごみ処理容器購入費補助金事業においても、可燃ごみ(生ごみ)排出量の減量に対する市民の関心が高い。7月からは「容器包装プラスチック(資源)」の分別収集を開始し、更なるごみの減量化を推進していく。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
資源再利用物回収奨励金交付事業	交付件数	件	目標	129	目標	132
			実績	154	実績	164
生ごみ処理容器購入費補助金交付事業	交付件数	件	目標	118	目標	103
			実績	93	実績	75

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
可燃ごみの排出量の減量	資源再利用物回収奨励金交付事業及び生ごみ処理容器購入費補助金交付事業の利用件数	平成19年度可燃ごみ排出量に対して、1%の減量を指標とする。	トン	目標	22923	目標	21164
				実績	20881	実績	20055
				目標	247	目標	235
			件	実績	247	実績	239

投入 コスト	直接事業費計(A)	H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		54,107	40,245	53,904	51,175
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他	54,107	40,245	53,904	51,175
	一般財源	0	0	0	0
	事業投入人件費(B)	1.0人 7,200	1.0人 7,200	1.0人 7,200	1.0人 7,200
	フルコスト(A)+(B)	61,307	47,445	61,104	58,375

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業	○
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
達成度	当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	生ごみ処理容器購入費補助金交付事業において件数が減少している。ごみ減量に対する市民の意識はあるものの、補助事業の存在を知らない市民もいる。市広報や21年度に発行した分別ガイドブックで事業の紹介をし、広く市民に周知した。
効率性	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	指定ごみ袋制度の実施により、資源・ごみの分別が徹底され着実に可燃ごみの減量化が進んでいるため、同種の事業として実施している資源再利用物回収奨励金の交付基準単価の見直しを検討する。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 ごみ減量・リサイクル等推進委員会において、奨励金交付単価の減額または、1団体における交付金額の上限を設ける案を提案し、協議いただいたが理解が得られず、後に現状維持の要望書が提出された。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	馬場 幸雄
事業の方向性	【方向性】 内容変更
	【理由】 可燃ごみの減量化に対する取り組みとしては目標値を達成しているため、資源・ごみの分別を徹底する。ただし、資源再利用物回収奨励金交付事業においては昨年度からの課題があるため内容を検討する。
現時点における課題、その他	資源再利用物回収奨励金交付事業において、予算を上回る交付申請があるため、事業を継続していくためには事業内容(単価・上限設定など)の見直しが必要と思われる。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	資源回収の意識が高揚しているため、資源再利用物回収奨励金交付事業について平成25年度までに一定の方向性を定めたい。